

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和1年10月16日
【ファンド名】	グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース） グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース） グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース） グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース） グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0784
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1【臨時報告書の提出理由】

追加型証券投資信託「グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）」、「グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界6地域通貨コース）」および「グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）」につき、信託の終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【内容】

イ．信託の終了（繰上償還）の年月日

2020年1月24日（予定）

各ファンドの信託の終了（繰上償還）に関する書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決された場合、信託を終了（繰上償還）いたします。

ロ．信託の終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

各ファンドは、信託約款の繰上償還規定の「各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回る」状態が継続しており、今後も受益権口数の増加が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に基づき、信託の終了（繰上償還）の手続きを開始することを決定いたしました。

ハ．信託の終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

2019年10月18日現在の受益者を対象に書面決議を行うため、各ファンドの知っている受益者に対して、信託の終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付いたします。

以 上